

### 3 若者・転入者の住宅取得を支援します!

若者または転入者が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に、奨励金を交付します。

**奨励金額** 30万円

※子ども一人につき、10万円の子育て加算があります。(年齢要件あり)

**対象者**

- 若者…市内在住の40歳以下の方で、次のいずれかに該当する方
    - 生計を一にする夫婦(夫婦のどちらかが40歳以下であれば可)
    - 子どもと同居し、養育している方
  - 転入者…転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方
- ※いずれも当該建物の所有権を有する方が対象となります。

**申請時期**

- 若者…建物所有権保存登記完了日から1年以内
  - 転入者…転入日及び建物所有権保存登記完了日からいずれも1年以内
- ※申請書類等の詳細は、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



**注意事項**

- 1、2、3の補助金いずれも3年以上の定住誓約が必要です。3年以内に転出した場合は、返還していただく場合があります。
- 市税に滞納がある場合は、申請できません。

### 三世代での同居を支援します!

三世代同居に対応するため、住宅の改修工事に係る費用の一部を補助します。

**対象者** (次の要件を全て満たす方)

- 住宅改修後速やかに対象住宅において三世代同居(※1)し、10年以上三世代同居を継続しようとする方
  - 小学生以下の子(妊娠中の子を含みます)の三親等以内の直系親族で、その子と同居している方または住宅改修後に同居予定の方
  - 同居する全員が市税を滞納していない方
- (※1)三世代同居とは、同居する小学生以下の子から見た直系親族で構成される3つ以上の世代が同居することをいいます。

**補助対象となる住宅**

- 住宅改修後において、一戸建てとなる住宅。ただし、住宅内部で居住部分間を移動できない住宅は除きます。
- 住宅改修後10年以上、三世代同居に対応した住宅として活用する住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅については、住宅改修後に一定の耐震性を満たす住宅。

**補助対象となる工事**

兵庫県の「住宅改修業者登録制度」に登録している事業者と契約し実施する、**キッチン、浴室(脱衣室を含む)、トイレ、玄関のいずれかを増設する工事。**  
 ※既設設備の更新工事は補助対象となりません。

**補助金額**

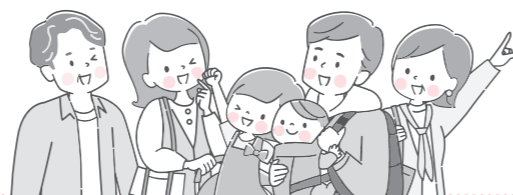
補助金の対象となる住宅改修に係る経費(補助対象経費)に対し、次の金額を補助します。

補助対象経費	補助額
100万円以上150万円未満	80万円
150万円以上200万円未満	120万円
200万円以上250万円未満	150万円
250万円以上300万円未満	180万円
300万円以上350万円未満	220万円
350万円以上400万円未満	250万円
400万円以上	270万円

※申請書類等の詳細は、下記二次元コードから市ホームページをご確認ください。

**申請・問い合わせ先**

町おこし課 (☎64・3167)



## “たつの暮らし”をとことん応援!

≡ 移住・定住支援制度を紹介します ≡

▶ 町おこし課 (☎64・3167)

### たつの市若者・子育て世帯応援パック

**奨学金支援!**  
3年で  
最大108万円  
若者2人の場合は  
最大216万円

**結婚新生活を支援!**  
賃貸+引越し代  
最大60万円

**若者の住宅取得を支援!**  
定額 子ども2人×10万円  
30万円+20万円=50万円

**最大326万円**  
切れ目のない子育て支援!

市内  
で  
就職



結婚  
し  
賃貸  
へ



第1子  
誕生



第2子  
誕生

住宅  
購入



### 1 奨学金の返還を支援します!

若者の定住促進を図るため、奨学金の返還を行う若者に対し、3年間で最大108万円の奨学金返還支援事業補助金を交付します。

**補助金額** 補助対象期間中に、毎月返還している金額に対し、次の金額を補助します。

- 市内に通勤している方 毎月返還している金額の10/10(月額上限3万円)
- 市外に通勤している方 毎月返還している金額の1/2(月額上限1万5千円)

**補助対象期間** 登録日より36カ月を上限としています。

**対象者** (次の要件を全て満たす方)

- 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、現在その奨学金を返還中の方
- 登録申請時において、30歳未満の方
- 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている方、または自ら事業を営む方

**申請方法**

補助金の交付を受けようとする方は、事前に登録申請が必要です。また、毎年度末に補助金の交付申請が必要です。詳細は右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



### 2 若者の結婚新生活を支援します!

新婚世帯を応援するため、住宅取得費用等の一部を助成します。

**補助金額**

- 夫婦のいずれもが29歳以下の場合 上限60万円
- 夫婦のいずれもが39歳以下の場合 上限30万円

**対象となる費用**

- 住宅の購入費用
- 住宅のリフォーム費用
- 家賃・共益費(勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、その金額を差し引きます。)
- 住宅への引っ越し費用

※いずれも令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用に限りです。

**対象世帯** (次の要件を全て満たす新婚世帯)

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- 交付申請時、夫婦の双方または一方が市内に住民票がある世帯
- 婚姻届を提出した日の年齢が、夫婦ともに39歳以下の世帯

- 夫婦の合計所得が500万円未満(貸与型奨学金の返還を行っている場合は、その額を控除します)の世帯
- 夫婦の双方が過去に他市町村で、この制度に基づく補助金を受けたことがない世帯
- 次のいずれかを夫婦双方で実施すること。
  - ライフデザイン支援講座の受講
  - プレコンセプションケアに関する講座の受講
  - 医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - 共家事・子育て講座の受講

**申請方法**

申請書類等の詳細は、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。  
 ※予算額に達し次第、受付を終了するため、申請を検討される方はお早めに窓口までご相談ください。

